

日誌14

令和5年になりコロナも収束しつつあります。税理士業務も行政のデジタル化や会計ソフトAI化により、急速な変化が予測されます。零細税理士にとってはこの流れはありがたいです。大きな事務所も事務員がいなくとも仕事が回っていきます。(6畳1間でもメールやネット、AIソフトを使い業務を回せます) ただし定年後開業税理士には年齢の壁が立ちはだかりますが。

ところで

今回日誌は実際に相談を受けた事例のQ&Aを書いてみました。

Q1 一時帰国者(非居住者)の税務

中国の子会社に出向した者(当社においては従業員)が、新型コロナウイルスの関係で日本に一時帰国しました。中国に帰国できるまでの間、当社(日本の会社)で働いていますので、当社から給与を支払っています。この場合、税務の取り扱いはどうなりますか。また中国子会社から給与が出た場合はどうなりますか。

回答

日本で支払う分は非居住者として20.42%の源泉所得税が必要です。
また中国の会社からも給与が出ていたらそれは準確定申告が必要です。

解説

国際税務はその方が①居住者か否かと②収入がどこで発生するかが重要になります。居住者と非居住者について別添資料より説明します。

それを踏まえて表を見てください。

	居住者	非居住者
国内源泉所得	①	②
国外源泉所得	③	④

まず、最初にその方が「居住者」なのか「非居住者」なのかの判定をします。

つまりこの方の列は国外に勤務先（職業）を有していますので、「非居住者」と判定されます。次に所得の発生場所ですが現在一時帰国して国内で働いていますので「国内源泉所得」となります。そうすると②に該当します。②に該当した場合は20.42%の源泉所得税となります。この場合は非居住者用の納付書で納付することになります。

では中国の子会社でも給与が支払われている場合はどうなるのでしょうか。

この場合は国際ルールにより日本にも課税権があります。（表の②に該当）しかしこの場合中国と日本の二重課税となりますのでその調整として短期滞在者免税があります。つまり日本の会社で支給する分は課税になりますが、中国で支給される分は免税となります。（租税条約の届出書を提出要）

ただし183日を超えると免税はありません。課税方法は中国の会社から源泉徴収できないので、本人が準確定申告をすることになります。

*中国での確定申告で、日本で納付した分は外税控除ができます。(租税条約により)

この方が居住者になるには、出向を取りやめて本社勤務の辞令を出すか、1年経過を待つかになると思います。そうすると①に該当し、その時から居住者課税となります。

Q2 有価証券の償還差損と消費税

当社は外国債券(発行体スイスの銀行、円建て、日本の証券会社が振替機関)を500万円所有していますが満期がきました。

新型コロナウイルスの関係で償還差損(300万円)が発生しました。そこで次の仕訳が発生しますが消費税の取扱いはどうなりますか。

仕訳 現金預金200万円 / 有価証券 500万円

償還差損300万円

回答

外国債券の償還差損について消費税は免税取引となります。償還差損は受

取利息のマイナスと考えます。この額は課税売上割合の計算上、分子、分母の金額から控除となります。

Q3 経済合理性と寄付金

飲食業の会社を経営していますが、新型コロナウイルスの関係で店舗を閉鎖することになりました。テナントの内装等を現状に戻さなければならないのですが、次に入居する同業者がそのまま引き取ってくれることで話がつきました。時価（未償却残高）が600万円ほどありますが雑損失で処理していいですか。それとも寄付金となりますか。



回答

雑損失処理になります。

解説

退去者にとってそれらの資産は、もはや使うことがなければ無価値であり、撤去費用を考えたらずのまま引き取ってもらったほうが経済的に合理的であり寄

付金に該当することはないと思われます。

ただし、引き取った方はその資産の時価を見積もり受贈益に計上すべきと思われます。

このように寄付金になるかならないかは、その行為に経済合理性があるか否かが判定の基礎となります。

Q4 棚卸計上漏れと修正申告

建設業ですが税務調査で期末仕掛工事について間接費の配賦(200万円)がないと指摘されました。しかし当期末だけ仕掛工事の額が多くなるのは不自然なような気がするのですがどうでしょうか。



回答

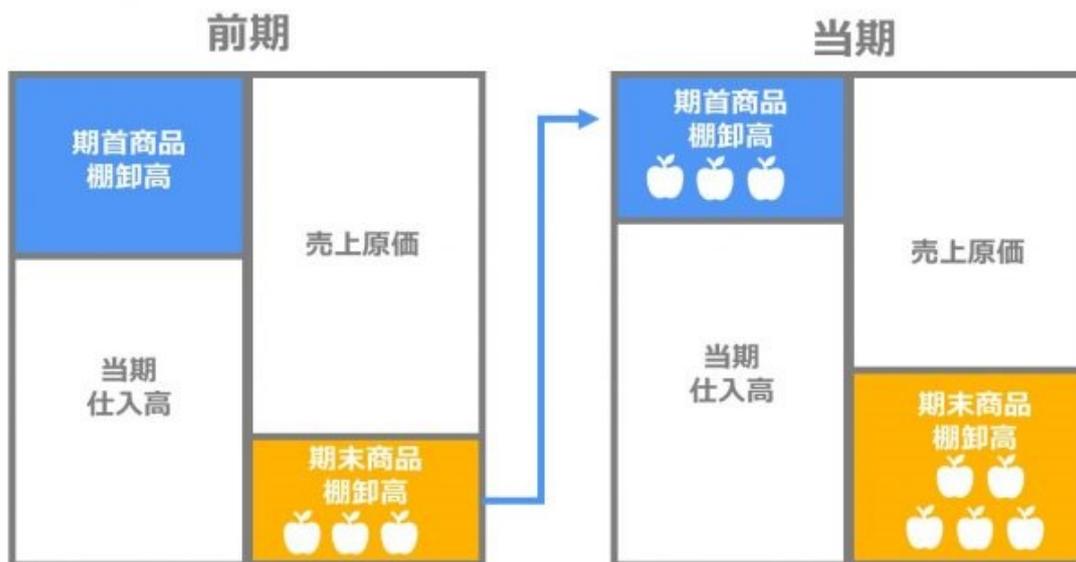
期首棚卸を含めて適正な製造原価を計算する必要があります。

解説

棚卸資産を求めるのは、その期の製造原価計算するためです。申告もその期の所得金額の修正ですので、期首仕掛工事についても間接費を配布してそれで正しい製造原価と所得を求めるべきです。

下図を見ながら解説します。

なお、実務上は期末の棚卸計上漏れで処理する簡便法（修正申告）が多いです。



Q5 合併（抱合株式、逆さ合併）処理事例

許認可の関係で子会社（B社）を存続会社にして合併したいのですが、その場合の会計処理と税務処理を教えてください。各法人の合併前BSは下図のとおりです。

合併前BS	被合併法人 9月決算		100子会社	適格合併	合併法人 9月決算			
	A社 BS 02.09.30				B社 BS 02.09.30			
	資産	9,400	負債	3,000	資産	600	負債	500
	子会社株式	100	資本金	300			資本金	300
			繰越利益	6,200			繰越利益	-200
		9,500		9,500		600		600



回答

逆さ合併のため、子会社株式を自己株式として受入れ、税務上は資本取引とする必要があります。

解説

合併を検討する場合、存続会社（合併法人）、消滅会社（被合併法人）、会社の株主について会計、税務を考える必要があります。



今回の事例の場合について別添資料の取引図のような流れになります。